

近江鉄道パートナーズクラブ会則

2023年4月1日改正

第1条（目的）

- 1 近江鉄道株式会社（以下「当社」）は、当社が様々な特典を提供する会員組織制度である近江鉄道パートナーズクラブ（以下「本会」）を運営し、本会事務局は当社内に設置します。
- 2 本会は、近江鉄道線の利用促進を図り、鉄道を活用して沿線地域および近江鉄道線の発展に寄与することを目的とし、次に掲げる活動を行います。
 - ① 本項に掲げる目的達成のための活動
 - ② 本項に掲げる目的達成に資する活動を行うものに対する支援
 - ③ 沿線住民のマイレール意識向上および会員増加のための活動

第2条（定義）

- 1 「会員」：本会への入会申込みをして当社が入会を認めた者をいい、会員区分を次に定めるとおりとします。

名称	対象	備考
一般会員	全て	未成年者は保護者の同意が必要 LINE アプリに友だち登録必須
特別会員	全て（会費納入者に限る）	未成年者は保護者の同意が必要 LINE アプリに友だち登録任意

- 2 「会員証」：当社が会員に対して発行する、登録内容が印字されたカードまたは電子データをいいます。

第3条（入会）

- 1 会員については、本会則をご承諾のうえ、本会所定の方法により入会申込みをされた方（特別会員にあっては本会所定の入会金、年会費の支払いをされた方に限る）で、本会が審査のうえ入会を承諾した方を会員とします。但し、申込者が反社会的勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定める暴力団並びにその関係団体、をいう。）の組員、構成員、もしくは関係者であると当社が認めた場合は入会を拒否することができます。
- 2 会員は、入会申込みの時点で本会則に同意しているものとします。

第4条（入会金および年会費）

- 1 本会の会費は、会員の種別に応じて次のとおり定めます。また、会費以外の利用料金の支払いを要する有料サービスを行う場合、本会は、別途その利用料金を定めて会員に対して明示します。

名称	1年間	備考
一般会員	無料	
特別会員	2,000円	小学生以下は半額

- 2 特別会員は、前項に定める年会費を入会および更新時に支払うものとします。

- 3 本会は、理由の如何を問わず、一旦納入された年会費を会員に対して返却いたしません。
- 4 第1項の会費等の支払いに必要な振込手数料その他の費用が会員の負担となることがあります。

第5条（会員資格）

- 1 一般会員の会員資格の有効期間は定めません。ただし、本人より退会の意思表示された場合または第9条の定めにより会員資格を喪失した場合を除きます。
- 2 特別会員の会員資格の有効期間および更新期間は、以下各号のとおりとします。
 - ① 会員資格の有効期間は、入会日から当該年度末（3月31日）までとします。期間年度途中の入会であっても同じ有効期間とします。但し、本会事務局が特に定めた場合はこの限りではありません。
 - ② 会員資格の更新期間を3月1日～3月31日までとします。但し、本会事務局が特に定めた場合はこの限りではありません。

第6条（会員特典）

本会の会員特典を次のとおりとします。

- ① 会員証の発行（一般会員は電子データによる配付、特別会員はカード式）
- ② 会員証提示による協賛店舗・施設等における特典（近江鉄道線にご乗車いただき来店することを前提にする）
- ③ 本会事務局が別途定める特典
- ④ 特別会員のみの特典
 - (1) 毎月第2、第4土曜日限定発売の会員限定一日乗車券の購入
 - (2) 特別会員限定イベントへの参加

第7条（会員証）

本会の会員証の使用については、以下各号のとおりとします。

- ① 会員証を譲渡または貸与することや、会員ご本人様以外の使用はできません。
- ② 会員証を紛失した場合は、直ちに事務局宛に連絡するものとします。
- ③ 紛失した会員証は無効となり、再発行はいたしません。

第8条（地位の譲渡等の禁止）

会員は、会員としての地位を、いかなる第三者に対しても、譲渡、使用許諾、又は担保に供する等の行為はできません。

第9条（会員資格の喪失）

会員が次の各号のいずれかに該当するときは、会員資格を失います。

- ① 第5条に定める期間内に更新手続きを行わずに有効期間が満了したとき。
- ② 会員証を第三者に譲渡したり、貸与したりまたは担保に提供したとき。
- ③ 会員が本会則に違反したとき。
- ④ 会員登録手続きに際し、申込情報に虚偽があったとき。
- ⑤ 暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者・構成員であることが判明し

た場合。

- ⑥ 自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求、脅迫的な言動や暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計・威力を用いて、ほかの会員や当社の信用を毀損し、業務を妨害する行為、その他これらに類する行為を行ったとき。
- ⑦ その他本会との信頼関係を著しく損なう行為等を行ったことにより、本会が会員資格を取り消したとき。

第 10 条（会員情報の収集・利用・提供及び登録に関する同意）

- 1 本会は、別途当社ウェブサイトには設置するプライバシーポリシーで公表する「個人情報保護方針」で定める条項に従い、次の目的で会員の個人情報を利用するものとします。
 - ① 第 1 条の目的を達成するための、郵便物、電子メール、電話による連絡及び情報提供
 - ② 本会に関する商品、賞品、情報、サービス等の提供、および郵送
 - ③ 統計データによる市場調査
- 2 本会は、当社並びに当社または本会の委託先に本会に関する業務の一部を委託し、必要な範囲で個人情報を提供することがあります。

第 11 条（会則の改正）

本会則は必要に応じて見直しを行い、改正する場合はその内容と時期を当社ホームページにて掲載します。

第 12 条（自己責任の原則）

- 1 会員は、本サービスの利用に関して一切の責任を負うものとし、本会に対して何等の迷惑又は損害を与えないものとします。
- 2 本サービスの利用に関連して、会員が第三者に対して損害を与えた場合、又は会員と第三者との間で紛争が生じた場合、当該会員は、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。
- 3 当社は、本会及び本サービスの利用により発生した会員の損害一切に対し、いかなる責任をも負わないものとし、一切の損害賠償義務から免れるものとします。
- 4 当社以外の第三者が、本会に関連して提供するサービス等の利用に関して会員が損害を受けた場合、当社は、いかなる責任をも負わず、一切の損害賠償義務から免れるものとします。

第 13 条（禁止事項）

会員は、下記の行為を行わないものとします。

- ① 本会及び本会より提供を受けるサービス、商品、特典等を利用して、営利を目的とした行為及びその準備を目的とした行為。
- ② 当社又は第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又はそのおそれがある行為。
- ③ 第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為又はそのおそれがある行為。
- ④ 第三者もしくは他の会員になりすまして本会に入会したり利用したりする行為。
- ⑤ 会員証、会員番号、パスワード等を第三者に貸与、譲渡、担保提供する行為。
- ⑥ 当社又は第三者を誹謗中傷する行為並びにそのおそれがある行為、及び当社又は第三者に

不利益を与える行為並びにそのおそれがある行為。

- ⑦ 本会の運営を妨げるような行為。
- ⑧ 前各号の他、本会則、法令又は公序良俗に反する行為、もしくはそのおそれがある行為。
- ⑨ 前各号の行為を第三者に行わせる行為。

第 14 条（本会の終了）

- 1 当社は任意に本会を終了することができるものとします。このとき、別途定める場合を除き、本会終了時において会員の特典は取り消され、未使用の特典の使用も中止されます。当社は、本会の終了にあたり、未使用の特典に替わる金品、代替措置、その他の提供義務、年会費、その他の払い戻し義務、補償義務等を負うものではありません。
- 2 本会を終了する場合は、その3ヵ月前までに会員に告知いたします。
- 3 前二項の場合、本会及びサービスの利用により会員又は第三者が被った損害等に関し、当社は、一切の責任及び損害賠償義務を負わないものとします。

第 15 条（特定の会員へのキャンペーン）

居住地その他本会への参加条件の違いにより、特典、その他のキャンペーン特典を、特定の会員にのみ提供する場合があります。

第 16 条（専属管轄）

当社及び会員は、当社と会員との間で本規約、本会及びサービスの利用に関して訴訟の必要が生じた場合、当社の本社所在地を管轄する地方裁判所をもって、専属的合意管轄裁判所とします。

第 17 条（その他）

本会則に定めのない事項および業務遂行上必要な事項は、必要に応じ本会事務局が定めることといたします。

第 18 条（施行）

- 1 この会則は、2020年12月1日から施行する。
- 2 2022年4月1日改正
- 3 2023年4月1日改正

（事務局所在地）

滋賀県彦根市駅東町 15 番地 1

近江鉄道株式会社 鉄道部

電話番号 0749-22-3303

アドレス gachanoru@ohmitetudo.co.jp